

## 松阪市環境基本計画策定委員会規則

平成 17 年 6 月 27 日

規則第 287 号

(設置)

第 1 条 松阪市環境基本条例（平成 17 年松阪市条例第 149 号）第 9 条の規定に基づき松阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定及び見直しをするため、松阪市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長がやむを得ない理由により委員会の会議（以下「会議」という。）に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指定する委員が委員長に代わってその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月7日規則第297号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第41号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。